	（削る）	（削る）	（削る）
	（略）	（略）	（略）
	Murtosa	（略）	（略）
	Northern Warrior	8808903	PJSA
	（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）	（削る）
	（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）	（削る）
	Yele	6607666	V3RB2
	（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）

	Kunlun	7322897	3CAG
	（略）	（略）	（略）
	Murtosa	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）
	Tchaw	6818930	〃
	（略）	（略）	（略）
	Viking	8713392	〃
	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）
	Zemour 2	9042001	3CAE
（略）	（略）	（略）	（略）

○国土交通省告示第七百八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第一項及び第二項並びに旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針及び旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月一日

国土交通大臣　石井　啓一

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針及び旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示

（貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正）

第一条　貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一章　一般的な指導及び監督の指針	第一章　一般的な指導及び監督の指針
2　指導及び監督の内容	2　指導及び監督の内容
(1)　事業用自動車を運転する場合の心構え	(1)　事業用自動車を運転する場合の心構え
貨物自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが事業用自動車の運転者の使命であることを理解させる。	貨物自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の自動車の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全を確保するとともに他の自動車の運転者の模範となることが事業用自動車の運転者の使命であることを理解させる。
(2)　事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	(2)　事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
貨物自動車運送事業法、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させる。また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による運転をしたこと及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした貨物自動車運送事業者及び運転者に対する処分並びに当該交通事故が加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により、当該事項を遵守することの重要性を理解させる。	貨物自動車運送事業法、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき事業用自動車の運転者が遵守すべき事項を理解させる。また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による運転及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした貨物自動車運送事業者及び事業用自動車の運転者に対する処分並びに当該交通事故における加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により、当該事項を遵守することの重要性を理解させる。